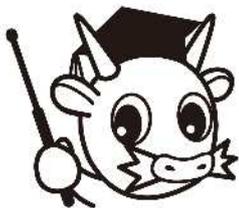


お子さんをお連れの外国人住民の皆様へ お知らせします

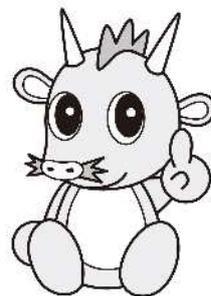


さいたま市にお住まいの外国人住民の方は、公立の小学校
又は中学校で勉強することができます。
※「在留カード」や「特別永住者証明書」の交付対象となら
ず、住民票が登録できない方も対象となります。

◇条件は

- ① さいたま市にお住まいで、
- ② 学校に通う年齢(※)のお子さん

※ 2026年4月から2027年3月に学校へ通う年齢は
小学校へは、2014年4月2日から2020年4月1日までに生まれた方
中学校へは、2011年4月2日から2014年4月1日までに生まれた方



◇手続きは

各区役所区民課の窓口で住民票の登録手続きをして、公立の小学校又は中学校
に通いたいことを伝えてください。

◆住民票が登録できない方の手続きは

- (1)どこで
さいたま市教育委員会学事課
浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 第2別館1階
- (2)持ってくるもの
①パスポート
②住んでいる場所のわかるもの(アパートの契約書など)

◇注意すること

- ① 住んでいる場所によって決められた学校に通うことができます。
- ② 保護者が手続きを行ってください。
- ③ 日本の子どもたちと同じ勉強をします。
- ④ 入学料や授業料はかかりません。
- ⑤ 学校に通う年齢を越えている方は、対象となりません。



◇問合せ : さいたま市教育委員会 学事課 TEL 048-829-1648

令和8年度(2026.4~2027.3)